

各位

会 社 名 鉱研工業株式会社 代表 者名 代表取締役社長 木山 隆二郎 (東証スタンダード市場・コード番号 6297) 問合 せ 先 専務取締役経営管理財務本部長 外山 洋

(TEL. 03 (6907) 7888)

株式併合並びに単元株式数の定めの廃止及び定款の一部変更に係る 承認決議に関するお知らせ

当社は、2025年9月12日付「株式併合並びに単元株式数の定めの廃止及び定款の一部変更に関する臨時株主総会開催のお知らせ」(以下「2025年9月12日付当社プレスリリース」といいます。)においてお知らせいたしましたとおり、株式併合並びに単元株式数の定めの廃止及び定款の一部変更に係る議案について、本日開催の当社臨時株主総会(以下「本株主総会」といいます。)に付議いたしましたところ、いずれも原案どおり承認可決されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

この結果、当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)は、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)の有価証券上場規程に定める上場廃止基準に該当することとなります。これにより、当社株式は、本日から2025年11月16日まで整理銘柄に指定された後、2025年11月17日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所スタンダード市場において取引することはできませんので、ご留意くださいますようお願いいたします。

記

1. 第1号議案 株式併合の件

当社は、以下の内容の当社株式の併合(以下「本株式併合」といいます。)について、本株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。なお、本株式併合の内容の詳細は、2025年9月12日付当社プレスリリースに記載のとおりです。

- ① 併合する株式の種類 普通株式
- ② 併合比率 当社株式1,800,000株を1株に併合いたします。
- ③ 減少する発行済株式総数8,424,513株
- ④ 効力発生前における発行済株式総数8,424,517株
 - (注) 当社は、2025年9月12日付の取締役会において、2025年11月18日をもって当社 が本譲渡制限付株式(譲渡制限付株式報酬として当社の取締役及び執行役員に 付与された当社の譲渡制限付株式55,665株をいいます。)の全てを無償取得す

ることを条件として、2025年11月18日をもって当社の自己株式545,594株 ((i)2025年9月10日現在において当社が所有する自己株式489,929株及び (ii)2025年11月18日をもって当社が無償取得する予定の本譲渡制限付株式 (55,665株)の合計に相当します。)を消却することを決議しておりますので、 「効力発生前における発行済株式総数」は、当該消却後の発行済株式総数を記載しております。

- ⑤ 効力発生後における発行済株式総数4株
- ⑥ 効力発生日における発行可能株式総数 16株
- ⑦ 1株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されること が見込まれる金銭の額
 - (i)会社法第235条第1項又は同条第2項において準用する同法第234条第2項のいずれの 規定による処理を予定しているかの別及びその理由

本株式併合により、ヒューリック株式会社(以下「公開買付者」といいます。)以外の株主の皆様の所有する当社株式の数は、1株に満たない端数となる予定です。本株式併合の結果生じる1株未満の端数については、その合計数(会社法第235条第1項の規定により、その合計数に1株に満たない端数がある場合にあっては、当該端数は切り捨てられます。)に相当する数の株式を、会社法第235条その他の関係法令の規定に従って売却し、その売却により得られた代金を、端数が生じた株主の皆様に対して、その端数に応じて交付します。当該売却について、当社は、本株式併合が、当社の株主を公開買付者のみとすることを目的とした本取引の一環として行われるものであること、及び当社株式が2025年11月17日をもって上場廃止となる予定であり、市場価格のない株式となることから、競売によって買受人が現れる可能性は低いと考えられることに鑑み、会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得て公開買付者(ヒューリック株式会社)に売却することを予定しております。

この場合の売却額につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、本株式併合の効力発生日の前日である2025年11月18日時点の当社の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様が所有する当社株式の数に公開買付者による当社株式に対する公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)における当社株式1株当たりの買付け等の価格と同額である764円を乗じた金額に相当する金銭が、各株主の皆様に交付されるような価格に設定する予定です。ただし、裁判所の許可が得られない場合や計算上の端数調整が必要な場合においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

- (ii) 売却に係る株式を買い取る者となることが見込まれる者の氏名又は名称 ヒューリック株式会社
- (iii) 売却に係る株式を買い取る者となることが見込まれる者が売却に係る代金の支払のための資金を確保する方法及び当該方法の相当性

公開買付者は、本株式併合により生じる端数の合計数に相当する当社株式の取得に要する資金を自己資金により賄うことを予定しているとのことです。公開買付者は、本公開買付けに係る公開買付届出書の添付書類として、2025年6月13日時点の公開買付者の預金残

高に係る同月16日付残高証明書を提出しており、また、公開買付者によれば、本株式併合により生じる端数の合計額に相当する当社株式の売却代金の支払いに支障を及ぼす可能性のある事象は発生しておらず、また、今後発生する可能性も認識していないとのことです。したがって、当社は、公開買付者による1株に満たない端数の合計数に相当する当社株式の売却に係る代金の支払のための資金を確保する方法は相当であると判断しております。

(iv) 売却する時期及び売却により得られた代金を株主に交付する時期の見込み

当社は、本株式併合の効力発生後、2025年11月下旬から同年12月上旬を目途に、会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所に対して、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式を公開買付者に売却することについて許可を求める申立てを行うことを予定しております。当該許可を得られる時期は裁判所の状況等によって変動し得ますが、当社は、当該裁判所の許可を得て、2025年12月中旬から同月下旬を目途に当該当社株式を公開買付者に売却し、その後、当該売却により得られた代金を株主の皆様に対して交付するために必要な準備を行った上で、2026年3月上旬から同月下旬を目途に当該売却代金を株主の皆様に対して交付することを見込んでおります。

当社は、本株式併合の効力発生日から売却に係る一連の手続に要する期間を考慮し、上記のとおり、それぞれの時期に、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却が行われ、また、当該売却代金の株主への交付が行われるものと判断しております。

2. 第2号議案 定款一部変更の件

当社は、以下の内容の当社定款の一部変更について、本株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。なお、当該変更の内容の詳細は、2025年9月12日付当社プレスリリースに記載のとおりです。

- (1) 第1号議案が本株主総会において原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第182条第2項の定めに従って、当社の発行可能株式総数は16株となります。この点を明確にするために、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第5条(発行可能株式総数)を変更するものであります。
- (2) 第1号議案が本株主総会において原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は4株となり、単元株式数を定める必要がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第6条(単元株式数)、第7条(単元未満株式についての権利)及び第8条(単元未満株式の売渡請求)の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。
- (3) 第1号議案が本株主総会において原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、1株以上の当社株式を所有する者は公開買付者のみとなり、また、本株式併合の実施に伴い当社株式は上場廃止となるため、株主総会資料の電子提供制度に係る規定はその必要性を失うことになります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第14条(電子提供措置等)及び附則第2条の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。

3. 株式併合の日程

本株主総会開催日	2025年10月15日(水)
整理銘柄指定日	2025年10月15日(水)
最終売買日	2025年11月14日(金)(予定)
上場廃止日	2025年11月17日(月)(予定)
本株式併合の効力発生日	2025年11月19日(水)(予定)

以上